

改正後

改正前

（優先出資について準用する商法等の規定の読替え）
 第七条 法第四十九条第一項の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（優先出資について準用する商法の規定の読替え）
 第七条 法第四十九条第一項の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)	第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第二項において準用する第二百四條ノ二第三項	株主總會	社員總會	資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
						第二百三十二條第二項			

読み替える商法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)	第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第二項において準用する第二百四條ノ二第三項	株主總會	社員總會	資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
						第二百三十二條第二項			

<p>第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十八条第五項</p>	<p>第二百六十六条第五項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第七十三条第三項</p>	<p>定時総会</p>	<p>定時社員総会</p>
<p>2 法第四十九条第一項の規定において優先出資について法第七十五条第三項の規定を準用する場合には、同項中「前項において準用する商法第二百六十七条第三項又は第四項」とあるのは、「第四十九条第一項において準用する商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第三項又は第四項」と読み替へるものとする。</p>				
<p>3 (略)</p> <p>(轉換特定社債について準用する商法等の規定の読替え)</p> <p>第十四条 法百十三条の三の規定において轉換特定社債について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>				
<p>読み替える商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>		
<p>2 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(轉換特定社債について準用する商法の規定の読替え)</p> <p>第十四条 法百十三条の三の規定において轉換特定社債について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>				
<p>読み替える商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>定時総会</p>	<p>定時社員総会</p>

(略)	(略)	(略)
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第二項において準用する第二百四條ノ二第三項	第二百三十二條第二項	資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
	株主總會	社員總會
	定時總會	定時社員總會
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十八條第五項	第二百六十六條第五項	資産の流動化に関する法律第七十三條第三項

2| 法第百十三條の三の規定において轉換特定社債については、同項中「前項において準用する商法第百六十七條第三項又は第四項」とあるのは、「第百十三條の三において準用する商法第百八十条ノ十一第二項において準用する同法第百六十七條第三項又は第四項」と読み替え

(略)	(略)	(略)
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第二項において準用する第二百四條ノ二第三項	第二百三十二條第二項	資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
	株主總會	社員總會
	定時總會	定時社員總會

(新設)

るものとする。

（新優先出資引受権付特定社債について準用する商法等の規定の読み替え）

第十五条 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について商法第百八十条ノ十一の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七條第二項において準用する第二百四條ノ二第三項	第二百三十二條第二項	資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）
	株主総会	社員総会

（新優先出資引受権付特定社債について準用する商法の規定の読み替え）

第十五条 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について商法第百八十条ノ十一第二項において準用する同法第百六十七條第二項において準用する同法第百四條ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合には、同項中「第二百三十二條第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二條第二項（同法第五十三條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と読み替えるものとする。

	定時総会	定時社員総会
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十八条第五項	第二百六十六条第五項	資産の流動化に関する法律第七十三条第三項

2) 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について法第七十五条第三項の規定を準用する場合には、同項中「前項において準用する商法第二百六十七条第三項又は第四項」とあるのは、「第百十三条の五において準用する商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

(特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え)
 第二十条 法第百三十条第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

(新設)

(特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え)
 第二十条 法第百三十条第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

<p>四 第二百七十五条ノ</p>	<p>第二百六十七條第一 項</p>	<p>資産の流動化に関する 法律第七十五条第一項</p>	(略)	(略)	(略)
<p>同条第二項ニ於テ準 用スル第二百四條ノ 二第二項</p>	<p>同条第二項ニ於テ準用 スル第二百六十七條第 二項ニ於テ準用スル第 二百四條ノ二第二項</p>	<p>第二百六十八條第六 項</p>	<p>資産の流動化に関する 法律第七十五条第一項 ニ於テ準用スル第二十 六十八條第六項</p>		
<p>四 第二百七十五条ノ</p>	<p>第二百六十七條第一 項</p>	<p>資産の流動化に関する 法律第七十五条第一項</p>	(略)	(略)	(略)
<p>同条第二項ニ於テ準 用スル第二百四條ノ 二第二項</p>	<p>同条第二項ニ於テ準用 スル第二百六十七條第 二項ニ於テ準用スル第 二百四條ノ二第二項</p>				